

○財務省告示第三号

山口県平生港は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条第三項の規定により令和八年一月一日から開港でなくなったので、同項の規定に基づき告示する。

令和八年一月七日

財務大臣 片山さつき